

## 埼玉県私立幼稚園保育料軽減事業補助金交付要綱

制 定	平成 5年	7月22日	決裁
一部改正	平成 8年	3月26日	決裁
一部改正	平成14年	10月29日	決裁
一部改正	平成15年	6月10日	決裁
一部改正	平成17年	2月15日	決裁
一部改正	平成18年	4月28日	決裁
一部改正	平成23年	4月 1日	決裁
一部改正	令和 2年	6月24日	決裁
一部改正	令和 3年	2月17日	決裁
一部改正	令和 3年	7月 2日	決裁
一部改正	令和 5年	2月27日	決裁

### (趣 旨)

第1条 県は、私立幼稚園に通園する園児の保護者の保育料負担の軽減を図るため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）で当該私立幼稚園の園児に係る保育料の軽減事業を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 埼玉県内に設置されている私立幼稚園をいう。
- (2) 園児 前号に規定する私立幼稚園に在園する者とする。ただし、満3歳に達しない者及び就学年齢に達している者を除く。
- (3) 保護者 県内に住所を有し、現に園児の保育料を負担している者をいう。
- (4) 家計急変世帯 園児の属する世帯のうち、保護者又は保護者と生計を一にする配偶者の死亡、失職、離婚等により、保育料の納入が困難になった世帯をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、当該私立幼稚園設置者が行う次の事業とする。

当該私立幼稚園に在園する園児のうち家計急変世帯の園児の保育料を軽減する事業

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は設置者が前条に定める事業に要する経費とし、その額は保護者が負担する保育料額をもって限度とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(記載事項等)

第6条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事が定める事項は、次とおりとする。

(1) 事業計画書 (2) その他別に定めるもの

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(保育料軽減事業の実施)

第8条 補助金の交付を受けようとする設置者は、次のとおり保育料の軽減を行うものとする。

(1) 保育料の軽減を希望する世帯の保護者から、申請書の提出があったとき、申請を受けた設置者はその内容の審査を行ったうえで、軽減の実施の有無について決定するものとする。なお、軽減の実施を決定した設置者は、認定書を保護者に交付するものとする。

(2) 保育料の軽減を実施した設置者は、保育料を軽減したことを明らかにする書類として、確認書を保管するものとする。

(3) 様式第2号の交付を受けた設置者は、すみやかに補助金の請求を行うものとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は別に知事が定めるものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の通知は、様式第4号により行うものとする。

2 前項により額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

3 規則第18条第4項の延滞金が、100円未満の場合及びやむをえない事情により生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。ただし、やむを得ない事情により延滞金を免除するためには、私立幼稚園設置者は、返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項記載した書類を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（第 回分）交付申請書  
（家計急変世帯に対する補助）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地  
設置者名  
代表者名

下記により、年度私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助）の第 回分の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- |   |       |                         |   |
|---|-------|-------------------------|---|
| 1 | 交付申請額 | 金                       | 円 |
|   | その内訳  | 幼稚園                     | 円 |
|   |       | 幼稚園                     | 円 |
|   |       | 幼稚園                     | 円 |
|   |       | 幼稚園                     | 円 |
|   |       | 幼稚園                     | 円 |
|   |       | 幼稚園                     | 円 |
| 2 | 事業の目的 | 家計に急変が生じた世帯の保育料負担を軽減する。 |   |
| 3 | 事業の内容 | 別紙事業計画書のとおり             |   |
| 4 | 添付書類  | 事業計画書（家計急変世帯に対する補助）（別紙） |   |

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度私立幼稚園保育料軽減事業補助金（第 回分）交付決定通知書  
（家計急変世帯に対する補助）

学事第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助）第 回分については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額	金	円
その内訳	幼稚園	円
	幼稚園	円
	幼稚園	円
	幼稚園	円
	幼稚園	円
	幼稚園	円

2 支払方法 概算払

3 条 件

- 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
  - 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
  - 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
  - 次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずる ことがある。  
ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。  
イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
- (5) 埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿・証拠書類等を調査させた場合 は、これに応じなければならない。

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度私立幼稚園保育料軽減事業補助金実績報告書  
 （家計急変世帯に対する補助）

年 月 日

（宛先）  
 埼玉県知事

所在地  
 設置者名  
 代表者名

年 月 日付け学事第 号で補助金の交付決定の通知を受けた  
 年度私立幼稚園保育料軽減事業補助事業（家計急変世帯に対する補助）が完了したので、  
 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉規則第15号）第13条の規定により、下  
 記のとおり報告します。

記

1 交付決定額等

幼稚園名	第1回交付決定額	第2回交付決定額	交付決定額合計	事業実績額	要返還額
幼稚園	円	円	円	円	円
幼稚園	円	円	円	円	円
幼稚園	円	円	円	円	円
幼稚園	円	円	円	円	円
幼稚園	円	円	円	円	円
幼稚園	円	円	円	円	円
<b>合 計</b>	円	円	円	円	円

2 添付書類

- (1) 事業実施結果報告書（家計急変世帯に対する補助）（別紙）
  - (2) 確認書の写し
- \* 要返還額が生じた場合は、事業計画書を修正したものを提出してください。



別紙

事業実施結果報告書（家計急変世帯に対する補助）

幼稚園名	幼稚園
------	-----

	整理番号	学年	クラス名	氏名	交付時期	交付決定額	事業実績額 (軽減額)	要返還額
1					第 回	円	円	円
2					第 回	円	円	円
3					第 回	円	円	円
4					第 回	円	円	円
5					第 回	円	円	円
6					第 回	円	円	円
7					第 回	円	円	円
8					第 回	円	円	円
9					第 回	円	円	円
10					第 回	円	円	円
合 計						円	円	円

\* 「学年」の欄には、満3歳・年少・年中・年長の別を記入してください。

\* 「交付時期」の欄には、第1回又は第2回と記入してください。

注：要返還額が生じた場合は、事業計画書を修正したものを添付してください。

